

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 建設業法施行令の一部改正

一 許可申請書等の閲覧制度の改正

都道府県知事の設ける閲覧所における国土交通大臣の許可を受けた建設業者に係る許可申請書等の写しの閲覧を廃止するものとする事。
(第五条関係)

二 技術検定の不正受検者に対する措置の強化

不正の手段によって技術検定を受け、合格の決定を取り消された者等に対し、一定の期間受検を禁止することができるとすること。
(第二十七条の九関係)

三 立入検査資格の緩和

建設業を営む者に対して立入検査をすることができる職員の資格を緩和するものとする事。

(第二十八条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする事。

第二 国立大学法人法施行令の一部改正

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国立大学法人法施行令について所要の改正を行うものとする。

第三 附則

- 一 この政令は、建設業法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行するものとする。
（附則第一項関係）
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。
（附則第二項関係）
- 三 その他所要の改正を行うものとする。
（附則第三項関係）